

世界遺産講座

第17講

包括的保存管理計画とは

世界遺産講座第17講では、顕著な普遍的価値とともに重要な包括的保存管理計画について紹介します。

普段生活していると、家電や家具が壊れることがあります。それをそのままにしておくとかの役に立ちません。そのため、壊れた際は所有者がすぐに修理し、使えるようにすることでしよう。修理は自ら行う場合もあれば、専門業者に依頼する場合もあるなど、壊れている具合にもよるかと思えます。世界遺産も根幹としてはこれと同じで、資産に何かあった場合、保有国はすぐに対処する必要があります。私たちの日常ではこれを計画立てて管理することはありませんが、世界遺産の場合は管理の規模が極めて大きくなることから、登録前に適切な管理計画が必要となります。そこで今回は世界遺産

について、誰がどのように管理するかを示した包括的保存管理計画について紹介します。

包括的保存管理計画はいわゆる「作業指針」において、顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくために、その保存管理の内容を明確に示すものとして策定が必須と定められています。つまり、顕著な普遍的価値を記載した推薦書とは別に保存管理について記載した計画が必要ということなのです。世界遺産は世界各国で登録されており、資産のタイプや特性、その資産が置かれている文化的・自然的環境も千差万別であり、一概に適切な管理が必要と言っても国により大きく異なります。そのため、「作業

指針」では記載しなければならぬ共通の要素を掲げています。世界遺産の登録を審議するイコモス及び世界遺産委員会では推薦書とともにこの包括的保存管理計画についても審査の対象としています。その内容は保存管理の基本方針や緩衝地帯も含めた一体的な保全、その公開と活用の推進、モニタリングの実施等です。保存するだけでなく、それを後世に守り伝えていく機運を醸成するための公開と活用も含まれています。

近年の世界遺産は資産が単体ではなく複数から構成されている場合がほとんどで、それらを効率的かつ適切に管理する上でも包括的保存管理計画の存在が重要となっています。日本の場合、世界遺産の構成資産とするには文化財保護法による史跡等により保護措置が担保されていることが必須とされています。一方史跡等の指定は、個別に保存管理するための計画に基づき管理する必要があると定められています。つまり、日本の資産については文化遺産の場合、それぞれの構成資産に個別の保存管理計画が存在します。これら個別

管理計画をまとめるとともに、緩衝地帯等の保存も視野に入れたのが包括的保存管理計画です。特に日本の場合、これまでの推薦事例において、史跡を含む史跡名勝天然記念物だけではなく、国宝・重要文化財、重要文化的景観、重要な伝統的建造物群保存地区等の様々な文化財が要素として含まれていました。さらに個々の構成資産をつなぐことにより、その周囲の景観等にも配慮する必要が出てきます。構成資産の相互の関係を明確にした上で一体的な保全のための体制等を記す必要があります。

このように包括的保存管理計画が必要であるということは、世界遺産が登録されることが目的ではないことを示しているといえます。世界に誇るべき重要な価値がある資産でも、それを守るための体制が整っていれば世界遺産に登録されることはありません。それは世界遺産が人類共通の遺産を将来に伝えることを目的に創設されたように、遺産を守ることが最重要であることを物語っているといえます。

(明日香村総合政策課)